

令和5年度 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業の概要

1 目的

訪問看護ステーションの労働環境の改善を図るため、小規模な訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用し、看護職員の事務負担を軽減することで、看護職員が専門業務に注力できる環境を整備することを支援し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図る。

2 補助対象事業者の要件

要件	内 容
事業者	① 介護保険法第41条1項本文の指定を受けている者で、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者であること（※みなし指定の病院及び診療所は含まれません）。 ② 対象となる訪問看護ステーションの所在地が都内であること ③ 指定から1年以内で当該訪問看護ステーションに事務職員の配置がないこと。ただし、令和4年度本事業を活用して新たに配置したステーションは対象とする。
実地指導等	当該訪問看護ステーションに、都の実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が都へ提出され、改善が確認されていること。
人員	① 当該訪問看護ステーションの業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師について、常勤換算方法で2.5人以上となる員数を配置していること。 ② 法第8条第4項または健康保険法（大正十一年四月二十二日法律第七十号）第88条第1項及び同法第90条に規定する訪問看護の経験を有する看護職員を配置していること。
運営体制	緊急時訪問看護加算の届出を知事に行っていること。
地域連携の取組	地域の関係事業所等との連携を推進するための取組を行うこと。

3 対象経費

項目	対象経費	上限額	補助率
事務職員給与費	事業計画に基づき新たに雇用する事務職員の人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与及び手当含。）	1,072円(時)	10/10
交通費	訪問看護ステーションが負担する事務職員の交通費	800円(日)	

※ただし、令和4年度本事業により配置した場合は、配置の日から起算して1年以内までにかかる経費。

4 事務職員の雇用条件

- 事務職員の勤務場所は当該訪問看護ステーションであること。
- 事務職員が従事する業務は、当該訪問看護ステーションにおける事務業務であること。
- 事務職員の雇用日が、原則、ステーションの指定日から起算して1年以内であること。
- 事務職員は、雇用日から原則1年以上当該訪問看護ステーションに勤務する見込みがあること。
- 知事へ申請した事業計画に基づき、新たに雇用すること。※事業計画提出前の雇用は原則対象とならない